

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	みよし市こども未来会議		
開催日時	令和6(2024)年12月20日(金) 午前10時00分から午前11時23分まで		
開催場所	みよし市役所3階 研修室4・5		
出席者	【委員】 渡辺会長、梅川委員、山岡委員、林委員、谷澤委員、松本委員、坂田委員、菅沼委員、松浦委員 【事務局】 加藤こども未来部長、加藤こども未来部次長兼こども政策課長、本松こども未来部指導保育士兼保育課長、杉山こども相談課長、大城こども政策課主幹、鈴木学校教育課副参事、井川副主幹、関副主幹、関根副主幹、岡田専任副主幹		
次回開催予定日	－		
問合せ先	こども未来部こども政策課 岡田(高)、井川 電話 0561-32-8034(直通) メール kodomo@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	・議事録全文 ・議事録要約	要約した理由	
審議経過	○加藤こども未来部次長：それでは、お一人お見えになっていないですけど、お時間になりましたので始めたいと思います。 それでは、ただいまからみよし市こども未来会議を開催いたします。皆様、ご起立ください。 一同、礼。ご着席ください。 初めに、事務局から報告をさせていただきます。 本日の会議は公開といたします。 また、本日は、山北委員、伊藤委員、三保委員、安本委員、田畑委員から欠席の連絡をいただいています。菅沼委員につきましては連絡はいただいてはいませんので、お見えにはなると思います。 現在の出席委員は8名で、みよし市こども未来会議要綱第5条2項の規定により半数以上の出席がありますので会議は成立していることをご報告いたします。 本日の会議終了時間は11時半を予定しております。 それでは、渡辺会長からご挨拶を頂戴したいと思います。 ○渡辺会長：皆さん、おはようございます。 年末のお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。		

	ざいました。 先回の会議からあまり時間のないところで、事務局の方々にこども基本条例に関する近隣市との比較表や、あとグループディスカッションで出た私たちの意見をどのように反映するかということのご説明を今日いただけるのかなというふうに思います。 今日で大体最終になるのかなと思いますが、市長さんのほうからもみよし市らしさをというご提案もありましたので、そこもちょっと頭に入れながらこの会を進めていけるといいのかなというふうに思います。 それでは、よろしく願いいたします。 ○加藤こども未来部次長：ありがとうございました。 それでは、本日の議題ですけれども、（１）みよし市こども基本条例（案）について、（２）みよし市こども計画（案）について、（３）答申についての３点となります。 それぞれの委員の皆様のご意見を賜りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。 それでは、みよし市こども未来会議要綱第５条第１項の規定により会長が議長となりますので、渡辺会長に議事進行をお願いします。 なお、議事進行に当たり、発言される方は必ずマイクを通してご発言をお願いいたします。 それでは、会長、よろしく願いします。 ○渡辺会長：それでは議事に入ります。 議題１．みよし市こども基本条例（案）について、事務局より説明をお願いします。 ○岡田専任副主幹：こども政策課、岡田です。 今回も資料が大変多いため、時間の都合上、各資料とも要点のみをかいつまんで説明をさせていただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。 では初めに、資料１－１．第３回こども未来会議でのグループディスカッションでの意見等について説明をさせていただきます。 こちらに関しましては、先回のこども未来会議のグループディスカッションでのこども基本条例に関する意見等についての対応等を記載したものとなります。 上から３段目なんですけど、こどもの居場所について、ご指摘のとおり、修正のほうをさせていただきたいと思います。 その下の段の比較資料につきましては、この後、資料１－２のほうで説明のほうをさせていただきます。 では次、資料１－２、こども基本条例に関する近隣市との比較表について説明のほうをさせていただきます。 資料１ページをお願いします。 この資料は、前回のこども未来会議においてご意見がございました本市と他市との比較の表となります。 対象の市として、近隣の豊田市、日進市、名古屋市を選定
--	--

	し、それぞれの類似の条例と比較したものとなります。 表の構成として、本市の条例の体系を基準に各市の類似の条項を順に並べて記載してございます。 説明につきましては、本市と他市で異なる点を中心にさせていただきますと思います。 資料 2 ページをお願いします。 2 ページの基本的な考えについては、日進市のみが記載しております。本市も当初は設ける予定でありましたが、前文と重複するところが多かったため省略としました。 同じく、2 ページのこどもに関する権利です。 こちらでは、豊田市、日進市、名古屋市ではこどもの様々な権利を具体的に提示する条文となっていますが、本市ではこどもに関するあらゆる権利・擁護を網羅的に記載するのではなく、基本的な権利を例示し、それらを含めこどもが一人の権利主体として本来有する権利が漏れなく尊重されるべきであるということを記載しています。 資料 4 ページをお願いします。 次に、責務です。 本市では、役割として表現しています。責務としては、共通、こども、保護者、地域住民、事業者、学び・育ちの施設から成ります。このうち共通に関しましては、本市と豊田市では条項を設けておりません。本市では、前文、条例の目的、こどもの権利での条文の内容で足りると考えています。 資料 8 ページをお願いします。 切れ目のない子育て支援につきましては、具体的に触れている条文が、本市以外では特に見当たりませんでした。 資料 1 1 ページをお願いします。 次に、多様性への対応です。 本市のこの条文の内容に相当する条文も、本市以外では特に見当たりませんでした。 資料 1 3 ページをお願いします。 では、改めまして資料 1－2 の 1 3 ページをお願いします。 次の項目は、協議会等です。 本市を除く各市では、それぞれ独自の協議体に関する記述があります。本市の場合ですと、このみよし市こども未来会議がそれに相当しますが、みよし市こども未来会議要綱のほうで対応しておりますので、あえて記載はしてございません。 以上で、資料 1－2 の説明とさせていただきます。 次に、資料 1－3、みよし市こども基本条例（案）の見直しと、関連します資料 1－4、みよし市こども基本条例（案）を併せて説明をさせていただきます。 資料 1－3 の 1 ページをお願いします。 こちらの資料は、前回のこども未来会議以降に事務局で再度見直しを行った資料となっております。 初めに、前文となります。 資料 1－4 のほうも 1 ページとなります。 こちらにつきましては、条例制定に対する思いがより明確に伝わりやすいよう、こどもの権利を主眼に置き、より簡潔明瞭な文面に見直しました。
--	---

	次に、第9条、市の役割です。 資料1－4は4ページの左側となります。 ここでは、こどもに関する各種施策が着実に実行できるよう、市は必要な財政措置に努めることとする趣旨の条文を第3項に新たに追加しました。 次、資料1－3の2ページをお願いします。 第11条、切れ目のない子育て支援です。 資料1－4は4ページの左側となります。 条文のポイントとなる「切れ目のない」の文言を条文中に追加いたしました。 次に、第12条、安全、安心な環境づくりです。 資料1－4は4ページの右側となります。 こちらでは、思いが伝わりやすいよう、補足として条文中に「及び」を追加いたしました。 次に、第13条、虐待やいじめへの対応です。 資料1－4は4ページの右側となります。 本条の直接的な趣旨は、虐待やいじめからこどもの身体・生命を守ることですので、権利という遠回しな表現を改めました。 次に、第14条、こどもの居場所です。 資料1－4は5ページ左側となります。 前回のこども未来会議での意見を踏まえ、「満たし」を「踏まえ」に変更しました。また、「すごす」を漢字表記としました。 次に、第17条、こどもの意見表明です。 資料1－4は6ページ左側となります。 前回でのこども未来会議の意見を踏まえ、新たに第3項に意見表明が困難なこどもへの対応を追加しました。 資料1－3、1－4の説明は以上となります。 なお、こども基本条例に関しましては、この後庁内の例規審査に付すこととなります。この過程で字句の訂正等が発生する可能性もございますので、ご承知おきいただきたいと思います。 次に、資料1－5、みよし市こども基本条例の基本的な考え方についてご説明をさせていただきます。 こちらが、パブリックコメントでホームページ等に掲示する実際の内容となります。 こちらにつきましても、資料1－4、みよし市こども基本条例（案）を参照しながら説明をさせていただきます。 資料1－5、1ページをお願いします。 右側の背景・経緯、目指す方向、基本となる柱につきましては、前回の会議で説明済みですので省略させていただきます。 資料1－5の2ページをお願いします。 ここからは、こども基本条例（案）と書式は異なっていますが、内容は条例（案）の条文とほぼ同じ内容となっています。 1. 条例の目的です。 資料1－4は1ページ右側となります。
--	---

	ここでは、条例（案）の第1条の内容と同じ内容となっております。 次に、2. 言葉の意味です。 こちらにつきましては、資料1－4の1ページの右側となります。 こちらにつきましては、条例（案）の第2条と同じ内容となっております。 3. こどもの権利です。 資料1－4の2ページ左側になります。 健やかに生きる権利は、条例（案）第3条の第1号、のびのびと育つ権利は第2号、安心して守られる権利は第3号、自由に参加する権利は第4号に相当いたします。 4の役割です。 資料1－4は、2ページ右側から4ページ左側までになります。 こども条例（案）の第4条、こどもは条例（案）の第4条、保護者は第5条、地域住民は第6条、事業者は第7条、学び・育ちの施設は第8条、市は第9条の内容となっております。 資料1－5の3ページをお願いします。 5. 市が行う基本的な取組です。 初めに、（1）基盤となる取組です。 資料1－4では、4ページ左側となります。 連携体制の構築は第10条、切れ目のない子育て支援は第11条となります。 次に、（2）安全安心のための取組です。 資料1－4は、4ページ右側から5ページ右側となります。 安全安心な環境づくりが第12条。虐待やいじめへの対応が第13条、こどもの居場所が第14条、こどもの貧困対策が第15条にそれぞれ相当します。 次に、（3）権利を保障するための取組です。 資料1－4は、5ページ右側から6ページ右側になります。 不登校のこどもなどへの支援は第16条、こどもの意見表明は第17条、多様性の尊重は第18条、普及啓発は第19条の内容となっております。 次に、6. こどもの権利侵害からの救済及び回復です。 資料1－4では、6ページ右側から7ページ右側になります。 （1）こどもの権利擁護委員会の設置は第20条、（2）権利擁護委員会の職務は第21条、（3）権利擁護委員会への協力は第22条の内容となります。 では、資料1－5の4ページをお願いします。 こちらは、こども基本条例制定までのスケジュールを記載してございます。 パブリックコメントの結果等につきましては、後日メール等にて委員の皆様にお知らせしたいと考えております。 資料1－5の説明は以上となります。 以上で、こども基本条例（案）の説明を終わります。
--	---

○渡辺会長：ありがとうございました。
これまでのこの会議での皆さんの意見というのは、大分反映していただいているように思います。
あと、やっぱり他市との比較というところで、みよし市ならではの面白いところもちょっと分かりやすくなったのかなと思うんですが、これまでのところで皆さんからご意見、ご質問はございますか。
大幅に変更というよりは、整理をしていただいたところが視覚的に見やすくなったのかなと思いますが、情報量が多いので少し時間を取りましょうか。よろしいですか。ちょっとご意見をいただきたいと、時間を取りたいと思うので、今のご説明について資料をちょっとお目通しください。
特によろしいですか。

○谷澤委員：ちょっと議題のほうの1か2かどちらに当たるか分からないので、今の段階で質問をさせていただきたいと思いますけどよろしいですか。
もしかしたら2だったかもしれませんが、条例の第17条なんですけれども、こどもの意見表明というところですね。こちらの全体の権利条約がきちんと施行されるようになると、その後のことが重要になってくると思うんですけれども、日曜日に豊田でこども基本条例のフォーラムというのに参加をしてきました。豊田市しか分からないんですけれども、こどもたちがちゃんとした委員をつくっていて、その委員の子たちが年間通して話し合う機会をずうっと持っていて、年に2回ほどフォーラムを開催しているんですね。彼らの意見の発表の会というところに参加してきたんですけれども、各団体10人ぐらいの団体で、結構私たちの大人では分からないようなすごいすばらしい意見がいっぱい出て、すごいいい会議に参加させていただいたなという気持ちがありまして、みよし市としては、今後委員とかそういうものをきちんとつくって、例えば来年からどのような形でそれをつくっていくのかとか、そこら辺のことが全く書いていなかったものですから、資料に。今後の動きをちょっと説明していただきたいと思うんですけれども、よろしく願います。

○加藤こども未来部次長：ありがとうございます。
当然、意見表明ということの機会を設けるということは今後やっていかなくてはいけないと考えておりまして、今年でいきますと、あくまでも条例策定のためにご意見をもらうためにこども会議というのを開催したんですけれども、来年以降、もっと条例に基づいてこどもの意見表明の機会を設けるということで、こども会議のほうは継続してやっていきます。
具体的にどのようにやっていくかというのは、またちょっと近隣だとか先進地のやり方を見ながら、しばらくは試行錯誤という形にはなるかもしれないんですけれども、そういった何かテーマを決めて、こどもたちでテーマについて話し合っていて、それを施策に反映できるテーマにするのか、こ

どもたちだけでテーマを決めて話し合いたいことを話してもらうのかというのは、ちょっとまだそこまで具体的なことは決めていないんですけれども、いずれにしてもそういうこどもの意見表明、意見の機会というのはずっと続けていく計画でいます。

○谷澤委員：私の話としては、委員をきちんとつくって年間を通して活動するとか、そういうのを決めるというのは、来年度で。今年度中に何となく下地をつくって決めていくのか、結局このこども権利条約って、こどもの意見がすごく重要なことになっていて、今後の話ですよ。参加してそう思ったんです。大人の意見よりこどもの意見がすごく重要になってくるので、こどもたちがしっかり動かないと、みよし市としても結局大人の意見で通す形になっていってしまうので、来年からどういうふうにするんだという、具体的じゃなくてもいいんです。きっちりきっちりやっていってもらいたいもんですから、結局きちんとこの条例が決まったなら。やっぱりそこを役所、事務局、そちら側としてはどういうふうに考えていらっしゃるのかなというのが物すごく気になります。

立ち上げたはいいいけど、結局はこどもたちが全然動けないというんだったら、何のために基本条例をつくったのかというのがすごく悲しい結果になってしまうので、もう私たちは委員として外れていくわけですので、だんだんだんだん。こどもを主体にしたものが、役所として今の段階で何となく考えていらっしゃるのかなと私は思ったんです。

○加藤こども未来部次長：そうですね、今はどちらかという条例をつくるために大人からの働きかけが強い形でやっているんですけれども、それが来年からすぐ理想的な形になるかどうかというのはちょっと今何とも言えない部分もあるんですけれども、先進地の状況を見ても、こども主体でやっぱりやっていく形にしないと続ける意味もないですし、そういったものは続けていかないと考えております。

○谷澤委員：期待してもよろしいということでよかったですか。

○加藤こども未来部次長：そこはしっかり、はい。

○谷澤委員：分かりました。ありがとうございます。

○渡辺会長：ありがとうございます。

貴重なご意見ありがとうございます。

もしかして、今日はちょっとご欠席ですけど、学校現場のこどもたちと日常的に関わられておられる先生方にまた意見をお聞きするというのも一つ手なのかもしれないですね。こどもたちが主体的に組織をつくっていくというか、仕掛けはやはりこちら大人側がするのかもしいないんですけれども、継続、持続可能で、こどもたちが主体となってやってい

	るぞということを感じられるような仕掛けというもののヒントは、学校現場の先生方に聞いてもいいのかなと今お聞きしていて思いました。 ほかはいかがですか。 お願いします。 ○坂田委員：今のお話と関連ではあるんですけど、資料1－5の2ページ目、4の役割ということで、そのこどもという欄があるんですけど、こどもがどう今後の中で主体的に関わっていくかという、その内容についての前段になるんですけども、この役割って、こどもの役割って何か。なかなか難しいなと思って見ていたんです。 保護者の役割、地域住民だとか、事業者の役割は何となく整理がしやすい。責任と対で定義が付きやすいんですけど、こどもの役割って何かなと思って。さっきの主体的に関わっていくにしても、当然こどもに対して関わっていく上での役割とか、こども自身が自覚する役割。その大人が考えるこどもの役割かもしれませんが、どういう役割を期待しているのだから、こういう主体的な関わり方を期待するんです。 こどもの役割の定義によって、関わり方も深さもいろいろ変わってくるから、今聞いていても、豊かな人間性と社会性を身につける、社会の一員として社会性を身につけるんですよ、あなたたちは、と書いてあるわけです。自分の権利を知りなさいよ、その上で人の権利も認めて尊重するというのはあなたたちの役割ですよと書いてあるんですね、これ。この定義で果たして足りているのかどうかというのがちょっと今答えがなくてですね。 さっきの話を伺ったときに、主体的に関わってもらいたいということと、役割ということが結構密接に関わっている。これが駄目と言っているわけじゃないんです。言っているのかなと思っただけです。 道徳性と道徳心とか、何かよくあるじゃないですか。昔っばい、昭和っばい定義ですけど、道徳とか、友達を大切にするんですよとか、簡単に言うと、助け合いをしましょうとか、そういうことは書いていないわけですよ。豊かな人間性、社会性というのがあなたたちの役割ですよというふうに書いてあるけど、もしかしたらもう少しかみ砕いたほうがこどもに伝わるのか、これは誰が読むんだっけ。大人が読むんでしたっけ。 ○渡辺会長：でも、こどもも。 ○坂田委員：こどもも読むんですね。だから、そのときにこどもの役割ってこうですよというときの役割の伝え方、いっぱいあるよね。大人と一緒にぐらいに、多分役割はいっぱいあるので、この3行で表して言っているかというところちょっと。難しいですけど。 ○渡辺会長：でも、すごく面白いと言っちゃいけないんです
--	---

けど、とても大切な視点だなと思って今聞いていました。今のお話を聞いているときに、大人の期待とか願いみたいなものもあるけれども、主体はあなたたちなんだよねというその辺が、何かやっぱり文言としてこどもが読んでもちょっとイメージできるものになるとよりいいのかなって。多分道德的なことって、その最後の、併せてほかの人の権利を認め尊重するよというところにきっと含まれるんでしょうけど、きっとこどもはこれを読んでもどんなことかなとちょっと分からないかもしれないとなると、仕掛けは大人がするかもしれないけれど、こどもが主体的にいろいろ自分たちのこととして、みよし市民である自分もこどもだ、一人だ、人間の一人だと思っていくというような、何かきっかけになるような表現がちょっと加わってもいいのかもしれないですね。

○坂田委員：一般的に、自分が親の立場で、こどもの役割というと、友達を大切にしなさいとか、勉強しなさい、よく遊びよく遊べとか、人を大切にしなさいというような基本的なところってあるじゃないですか。ああ、そうだなという、そこが、どうなんだろうなあ、その中に含まれているんだろうけれども、伝わっていない。

○渡辺会長：例えば時間が許せば、何かキーワードでもいいので、この後にちょっと、別に机を動かさなくてもいいので、隣近所で話を、私は移動しますので、話をして、こんなキーワードを入れるとこどもでもイメージしやすいんじゃないのかなというのがお話しできるといいのかなと思ったので、ちょっと先に進めつつ、話しつつ、ふわっと、私ならこのキーワードを入れるかな、うちの子だったらこれを言ったら分かるかなみたいな感じをやれるといいかなと思います。じゃあ、ちょっと今のところで、1のところではかに何かありますか。なければ、ひとまず2に進めていって、残りの時間で今の話に戻したいなと思うんですけど、よろしいですか。

では、次の議題2．みよし市こども計画（案）についてお願いします。

○岡田専任副主幹：では、資料2－1、第3回こども未来会議でのグループディスカッションでのこども計画に関する意見等についての説明から入らせていただきます。

こちらにつきましても、時間の関係上、全ての意見とその対応等についてのコメントの説明は省略させていただきたいと存じます。

まず、A班の1番についてでございます。

資料1ページになります。

施策の体系につきましては、本市の場合、国のこども大綱に沿った体系区分により各項目を構成することとしております。

したがって、ご指摘のように、弱者への支援、セーフティーネットを項目として独立させるという構成にはなって

	はならず、例えばこどもの貧困対策や障がい児支援、医療的ケア児への支援は、ライフステージを通した重要施策のそれぞれ4項目め、5項目めとなっています。 また、いじめ防止、いじめ問題への対応は、ライフステージ別の取組の学童期・思春期の項目として記載しております。独り親家庭への支援は、子育て当事者への支援に関する取組欄に記載しております。 このように、各項目にわたり必要な取組等を記載しており、弱者への支援、セーフティーネットを項目として独立させるのは、国の体系区分に沿った記述とする本市の計画策定に当たっての前提からは、ちょっと難しい状況でございます。そのため、新たに取組の体系図を冒頭に設けることといたしました。 弱者への支援、セーフティーネットの体系は、この体系図を参照し、内容ごとにご確認いただければと思います。 次に、B班のパブリックコメントの意見に関しまして、QRコード入りの周知用ポスターを保育園等の公共施設に掲示するとともに、期間を1週間ほど延長しました。 また、小学校高学年と中学生を対象としたパブリックコメントを実施します。 次に、資料3ページのC班の26番をお願いします。 ちょっと追加の説明となりますが、前回ご提示いたしましたこども計画の内容を一部見直しし、個別の各取組を記載してある第4章に取組ごとに関連する数値目標を併せて記載するように改めました。 その他のご意見に関する事務局の対応等は、表の右側となっておりますので、ご確認をいただきたいと思います。 では次、資料2-2、みよし市こども計画（案）をご覧ください。 A4資料となっております。一番後ろにつけてございます。このみよし市こども計画（案）につきましては、前回までのこども未来会議で一部の内容はご説明させていただいておりますので、既にご説明させていただいた第1章から第3章及び前回のこども未来会議でグループディスカッションしていただいた第4章までは、主に前回から変更となったところについて説明のほうをさせていただき、計画、数値等が一部未確定であった第5章以下を中心に説明をさせていただきます。 資料を1枚はねていただき、目次をご覧ください。 前回の骨子案では全7章となっておりましたが、前回資料の第5章、こどもの施策の進捗状況を検証するための指標を削除し、前回案の第6章、第7章をそれぞれ1章ずつ繰り上げ、それぞれ第5章、第6章として新たに資料編を追加しています。 資料1ページからが第1章となります。 第1章に関しましては、前回からの大きな変更はございません。 資料11ページから第2章になります。 資料の20ページをお願いします。
--	--

	要保護世帯の状況に関しまして、新たに2のこどものいる生活保護世帯の推移を追加いたしました。 次に、資料41ページをお願いします。 ここからは、③大学進学への希望となります。親の進学先の希望のグラフに関して、高校まで及び短大・専門学校までを削除し、大学・大学院までのもののみとさせていただきます。 次に、資料42ページをお願いします。 ここからは、④ヤングケアラーの状況です。 小・中学生全体のお手伝いのグラフにつきましては、削除をいたしました。 資料63ページからが第3章となります。 資料64ページをお願いします。 2の計画の基本目標に、新たに下のⅢとⅣの2項目を追加させていただきました。 次に、資料67ページから第4章になります。 68、69ページをお願いします。 第4章の最初に、施策の体系図を新たに追加いたしました。 製本したときの見開きとして、一目で確認できるようにしたいと考えております。 資料70ページをお願いします。 この章では、先ほどの資料2-1の最後に説明させていただきました取組ごとに関する数値目標を併せて記載するように改めました。 具体的には、本章に記載の各取組項目ごとに、第3章の計画目標のうち、特に関連が深い項目を記載して、目標値との乖離の大きい項目の現状値を上げていくにはどのような取組を強化すべきかを分かりやすくしたものでございます。 例えば、資料70ページのこども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等を推進することにより、「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合の現状値が改善されると考えます。 次に、第5章、子ども・子育て支援事業計画になります。 資料87ページからとなります。 第5章は、国の定める市町村子ども・子育て支援事業計画に相当するものとなります。 前回の説明と重複するところもございますが、今回全ての数値が確定しましたので、改めて説明をさせていただきます。 市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育、保育、地域の子育て支援について、量の見込み及び確保方策を記載することとなっております。 今回の計画は、第3期市町村子ども・子育て支援事業計画に該当するものとなります。 資料88ページをお願いします。 1項目めは、(1)教育・保育提供区域の設定で、本市では地域的な特性等も考慮し、市内全域を提供区域としています。 2項目めは、将来人口推計で、向こう5年間のゼロ歳から11歳までの各年齢別の推計人数となります。
--	--

	89ページをお願いします。 3項目め、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容です。 初めに、1の算出の考え方で、ここでは量の見込みの算出方法と2の認定区分を記載しています。 資料90ページをお願いします。 次に、(2)量の見込み及び確保の内容についてです。 ここでは、1の幼稚園と、91ページの保育園に関しまして、令和7年度から11年度までの5年間の量の見込みと確保の内容を数値で表しています。幼稚園、保育園において、必要な数が十分に確保される見込みです。 資料92ページをお願いします。 ここからは、国が定める地域子ども・子育て支援事業となります。 地域子ども・子育て支援事業とは、こどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連携調整等を実施する事業です。 市町村が地域の事情に応じて、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施するものとなります。 対象事業は、時間外保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業（ショートステイ）、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業（幼稚園）、一時預かり事業（幼稚園以外）、病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、利用者支援事業（母子保健型）、妊婦に対する健康診査、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な事業者の参入促進・能力開発事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業、妊産婦等包括相談支援事業、産後ケア事業、こども誰でも通園制度となります。 では次に、資料103ページをお願いします。 4項目めの教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保です。 ここでは、1の認定こども園の普及に係る基本的な考え方、2の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の基本的な考え方と連携、推進についての2点について記載します。 5項目め、子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保です。 ここでは、認可外保育施設や預かり保育などを利用することの保護者の負担軽減のため、子育ての施設利用給付についての取組を記載します。 資料105からは第6章の計画の進行管理となります。 ここでは計画の推進に向けての1項目のみとなり、PDCAサイクルを活用した進行管理を行っていきます。 このサイクルに従い、計画策定後や進捗状況について、毎年こども未来会議に報告をしていきたいと考えております。 資料107ページからは資料編となります。 内容は、108ページのみよし市こども未来会議要綱、11
--	---

	0ページの委員名簿、111ページの策定経過となります。 資料2-2の説明は以上となります。 こども計画につきましては、文面等を精読し、字句の訂正等を行うことがあるかもしれませんので、ご承知おきいただきたいと思います。 資料2-3、「みよし市こども計画（案）」策定に係るパブリックコメントの実施についてをご覧ください。 A3の資料の最後になります。 こちらの資料は、みよし市こども計画に関するパブリックコメント実施の概要を示したものとなります。 実施期間は、令和7年1月6日から令和7年2月14日まで、閲覧場所はみよし情報プラザ（市役所1階）、サンネット（カリヨンハウス2階）か市ホームページで閲覧が可能となります。 意見の提出方法は、任意の様式に住所、氏名、電話番号、計画に対する意見を明記して、実施期間中にこども未来部こども政策課へ郵送、ファクス、メールまたは直接持参となります。 この件につきましては、広報みよし1月号にお知らせ記事を掲載いたします。 この後の1の計画の趣旨と背景から3の計画の概要の第1章から第6章につきましては、先ほどの案の説明と重複しますので、省略をさせていただきます。 以上が、資料2-3の説明となります。 また、パブリックコメントの結果等につきましては、パブリックコメント終了後、またメール等で委員の皆様へお知らせしたいと考えておりますので、よろしくお願いします。 以上で、こども計画関連の説明を終わらせていただきます。 ○渡辺会長：ありがとうございました。 ただいまの事務局の説明に対しまして、ご意見やご質問などがありましたらよろしくお願いします。 よろしいですか。 中身のことでないんですが、私からちょっとサジェストしたいんですけど、こども計画の106ページのPDCAサイクルのところ、これは一般的にPDCAサイクルはいろんなところで活用しているんですけど、この一つ一つのプランの中身とかってこれは一般的に共通するので、もしあれならみよし市が今後こういうふうにPDCAサイクルを回していきますという中身がもうちょっと分かるといいのかなと思ったんですけど、これは普通にPDCAサイクルの説明、この図の中の文言はPDCAサイクルの説明になっているんで、もっと落とし込めると、この図をわざわざ載せていることの意味がより有効になるのかなという気がしましたが、ほかはいかがでしょうか、何かありますか。 大分練りに練っていただいたので、こんな感じでいいのかなと思います。 でも、また後のところでも、もし何かああ、そういえばというのがあれば、じゃあ教えていただきまして、では議題3の
--	--

	答申について、事務局より説明をお願いします。 ○岡田専任副主幹：（３）答申について説明をさせていただきます。 次第のほうをご覧ください。 日時は、令和７年２月２０日木曜日午前１０時からです。場所は、市長公室、出席者は渡辺会長にお願いしたいと思っております。 答申の具体的な内容につきましては、後日改めてメール等で各委員の皆様にお伝えをさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。 以上、答申についての説明とさせていただきます。 ○渡辺会長：ありがとうございます。 では、まだちょっと時間がありそうなので、先ほどの資料１－５のところの２ページ右側、役割というところの「こども」のところですね。ここにこんな文言を入れると、きれいな文章ってすぐには出てこないかもしれないけれど、何かキーワードでも入れると、あとこういうニュアンスを入れるとこどもが見てもイメージしやすいんじゃないかというものがちょっと出せるといいかなと思うので、どうですかね。お願いします。 ○林委員：一応、自分を大切にしてほしいのが一番なんですね、こどもたち。親のことを気遣って、結局親のためにやるのか、お友達を優先するとか、学校の先生の顔色を伺うとかそういうことじゃなくて、こどもたちが自分自身のことだけの幸せを考えてほしい、自分を大切にしてほしいと思います。 体を傷つけたりとか、そういうわざわざ悪いことをやって親に気づいてほしいとか、そういう自分を傷つけることをする子が多いので、私的には自分を大切にしてほしいということだけを願っています。 ○渡辺会長：ありがとうございます。 そうですね、本当に自分を大切にできないと人なんか絶対に大切にできないので、きっとこの権利というところも、今多分人権の何か勉強とかってあるんですかね。人権教育の何か。ありますよね。多分そこでもきっと触れられると思うんですけど、やっぱり一番そこを優先にして、その後、人とつながるというところにやっと動いていくのかなと思います。 今見て、もちろん今すぐ出るようでしたらあれですけど、何かちょっと近所の人としゃべってもらってもいいのかなと思いますが、じゃあちょっと５分ほど一回取ってみたいと思います。 どうですか、２人ずつじゃしゃべりにくければ、じゃあちょっと椅子だけ持って行って、向かい合わせとかにして、こちらじゃあ４人で、こちらは私、入らせていただいて４
--	---

人でいいですか。取りあえずちょっと5分と言わず、もし何かすごい盛り上がっていたらもうあと5分ぐらい。何かもう出尽くしたなと思ったらそこで一遍お話を切りたいと思います。

【グループ討議】

○渡辺会長：白熱しております。ありがとうございます。
もしかしたらちょっと重なるかもしれないんですが、私たちのグループ、ちょっと聞いていただいてもいいですか。

○坂田委員：こちらの班で話をしたことなんですけれども、こどもの役割を考えると、こどもが自分が自覚できて、こどもがこういう役割があるんだなというのを考えてほしい、分かってほしいというので、それって何だろうという話をしました。

その前提としては、こどもは成長していくものなので、成長していくものって何かなって、心とか知識とかいろんなものがあるので、そうなったときに、これはイメージなんだけれども、こどもといったときに、大人が総的な考え方をする、いろんな項目でこどもは成長していく。その成長していくことがこどもの役割ですので、そのときに社会の一員であったり、友達とか仲間をつくっていく、相談できる、この辺りがこどもらしい。やってみる、体験するということもこどもの役割。遊ぶという意味ね。いろいろありますよねと。この幾つかかどにあるものというのは、多分無限にあるんだと思う。分かりやすい言葉で、象徴的なものを抜き出して伝えてあげると、こどもも自分の役割が自覚できるんじゃないかという話でした。

例えばということで、このかどに来ることは何かなという、学ぶことの大切さ、知識だったり、勉強ですよ。とか、あと心、道徳とか愛情とか、こういう学ぶことの大切さというのはまず役割であります。勉強しようというようなこと、あと体験する、やれるようになる、失敗してもいいと、体験しようということが大事だと。それから、社会の一員としての責任、あなたも社会の一員ですよという自覚を促してあげるのも役割。あと健康であってほしいというこどもの役割、それも心と体が健康でいてほしいんだ、あなたの役割ですよ。あと、夢を持ってほしい、自信を持ってほしい、そういう得意なこと、好きなこと、何でもいいので、夢とか自信を持ってもらうという心の成長という意味でもあるし、こういったこれが正解かどうか分かりませんが、こういうものがかどにあって、やっぱりあなたたちは今ここからどんどん成長、どういう成長か分かりませんがね。こういうことを伝えてあげると、こどもは、ああ僕の役割ってこういうことなのかなというふうに、親も地域の人もそういうふうに見てもらえるといいのかなという話をしました。

○渡辺会長：ありがとうございます。

	先ほど、林委員さんが言ってくださった自分を大切にすること、ということもすごく重なってくるのかなというふうに思います。 これを何か、こどもが小学校中学年ぐらいの子が見ても分かる図だったり、例えばこうやって箇条書で、あなたの役割、学ぶこと、体験すること、自分を大切にすることとか、ぽんぽんぽんと出てくると分かりやすいのかな。 今発表してくださったことをこどもでも分かるという変換は、小学校の先生とか保育園の先生とかにちょっと助けていただけると、よりこどもが見て分かるものになるのかなということを思っています。 そちらのグループで出たことは、すごい白熱していました。 ○谷澤委員：いいですか、ちょっと代表してお話しさせていただきますけど、ごめんなさい、申し訳ないんですけど、今そちらにあるような内容はこちらのほうではちょっと全然ノータッチでいました。 なぜかという、私も気がついてなかったんですけど、一昨日あたりに、メール添付でこどもに対するパブリックコメントのものが届いていて、それは私、ごめんなさいね、届いてはいたけど気がつかなくて、ほかの方もちょっと気がついていないので、今その内容を少し見せていただいたんですけども、そのパブリックコメントに対する書いてある内容ですね、その内容を精査せずしてパブリックコメントができないじゃないという話の方向性に私たちは行ってしまったんですね。 私は、小さいこどもは持っていないので分かりませんが、小さいお子さんをお持ちの保護者の方たちは、この文章では小学生たちが、タブレット上でそれを見られるそうなんです、今お話を聞いたら。タブレットのそれを読んでみて、こどもたち、これ、意味分かんないよって。ちょっとおかしいよ、文言がという。そんな意見がいっぱい出ていて、話がだからそっち方向に、今事務局と話をしている、ここをまずきちんと変えて、こどもがこの文章をよく分かったというふうにしないと、パブリックコメントをこどもたちから求める意味ってあるんですかという流れになっています。 役所と、今事務局と話をしている、白熱になって、意見を求めてください。お願いします。 ○岡田専任副主幹：先ほど見ていただきました資料につきましては、こどものパブリックコメント用の意見ということで、最終的には来年こども用のやつをもうちょっと分かりやすいもので作りたいと考えています。 ○加藤こども未来部長：そうじゃなくて、ごめんなさい。 こども未来部長の加藤です。 言われたとおり、見ていただいていないというところ、意見をいただいてもらっていないというところなので、早急に皆
--	---

さんにご意見をいただくという形で示させていただきますので、よろしくお願いします。本当に時間がなくて申し訳ないんですけども、また事務局のほうから照会させてもらって、ここについてはこうだというご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○渡辺会長：ありがとうございました。
では、全体を通して何かご意見はありますか。
何か今のご意見ももちろんですし、ここ、何かちょっと反映していただいてもいいのかなということを思います。
では、本年度のこども未来会議はこれで審議を終了となりますね。
長期間にわたって熱心にご審議いただきありがとうございます。
それでは、進行を事務局にお返しします。

○加藤こども未来部次長：ありがとうございました。
それでは、今日議題をご検討いただきました、こども会議のほう、意見をいただきましたけれども、この条例に伴って実施する事業も非常に大切なものだと思っておりますので、先進地の動向もまたしっかり調査しながら、しっかりやっていきたいと考えております。
あと、条例の中のこどもの役割という部分ですね。その辺を何だかそこまで深く考えていなかったという部分もあるんですけども、またご意見もいただきましたので、意見についてはこちらのほうで検討しまして、また経過などを共有してご意見をいただきたいと思います。
こども用パブリックコメントについての資料もまたメール等行き渡らなかったということで、こちらでもまたご意見をいただく形に入れさせていただきますので、よろしくお願いします。
こども計画のほうですね、また答申まで時間もありますので、何かお気づきの点がありましたらご意見を随時いただければと思います。また、こちらでもご意見があれば、メールのほうで共有させていただきたいと思います。
最後、答申のことですけれども、条例、計画とパブリックコメントの意見を踏まえて、反映すべきところがあれば、内容に反映する必要がありますので、またその変更すべきところがあったときは、変更を踏まえた最終案のほうをまた作りまして、答申の前に、また皆様に、これで答申しますという最終のご承認をいただく必要があると考えておりますので、パブリックコメント後にまた書面決議という形にはなるかと思うんですけども、ご承認いただいて市長に答申という形で予定をしております。
また、以上、不明な点がありましたら、また追加のご意見等ありましたら、事務局にご連絡いただければと思います。
それでは、最後に連絡事項をさせていただきます。

○岡田専任副主幹：では、連絡事項をさせていただきます。

	先ほどの加藤次長のほうからの説明と重複するところもありますが、今後パブリックコメント、答申の内容等につきましては、またメール等、随時必要な情報の提供のほうをさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。 あと、本年度最後のこども会議を来週木曜日に開催しますので、もしよろしければまた見ていただければよろしいかなと思います。 あと、こどもパブリックコメント用の意見ということで、実はこちらにつきましては来週月曜日からやるということで、学校のほうとも調整をしておって手続のほうが始まっておる段階ですので、意見のほうにつきましていただくのをできるだけ早くいただきたいなと思ひまして、どうでしょうか、この週末ぐらいまでにいただくことというのは可能でしょうか。メールで結構ですので、特に書式等もつくらないですが、この週末ぐらいまでにいただくということでどうでしょうか。よろしいでしょうか。 ちょっと大変タイトで申し訳ございませんが。 ○渡辺会長：お願いします。 ○岡田専任副主幹：では、この週末までに。 ○渡辺会長：来週からスタートですもんね。 ○岡田専任副主幹：そうですね。すみませんが、よろしくお願いします。 ○谷澤委員：今日中ということですね、週末って。 ○渡辺会長：でも、金・土・日。 ○谷澤委員：金・土もオーケー。 ○岡田専任副主幹：はい。 すみません、よろしくお願いします。 ○加藤こども未来部次長：今、こども用パブリックコメントですね、すみませんが、よろしくお願いします。 基本的な内容につきましては、今のパブリックコメントの原稿をこどもが分かりやすい表現に、事務局で直したものでありますので、ちょっとこの直し方ではまだまだ足りないよという部分も見てもらえかと思います。よろしくお願いします。 それでは最後に、こども未来部長の加藤よりお礼を申し上げます。 ○加藤こども未来部長：複数回この会議をしていただきまして、いろいろとご意見をいただきましてありがとうございます。
--	--

	本日で、基本的には皆さん一同に会しての会議という形のもの は最終回かなというところですが、パブリックコメント、条例については1月、計画については2月というところで、パブリックコメントの期限までは基本的にはまだまだご意見というのは出していただける形ですので、また正月休み、ちょっとふとしたところでここを考えてもらって、「ここどう？」というところが出てくるのかなというところもありますので、日常の中で全然構いませんので、何かお気づきの点があったら、パブリックコメントの期限までは全然皆さん委員さんからのご意見というのはまた反映できると思いますので、よろしく願いしたいと思います。 こどもパブリックコメントについても、本当に申し訳ないんですけれども、早急に集めたいというふうに思っておりますので、ご協力のほうよろしく願いしたいと思います。 本当に長期間にわたりまして、ご意見をいただきましてありがとうございました。 ○加藤こども未来部次長：それでは、以上をもちまして、令和6年度第4回のこども未来会議を終了します。ご起立ください。 一同、礼。ありがとうございました。
--	---